改正後

（図書の保存）

第二十九条　法第七十七条の二十九第二項の確認検査の業務に関する書類で国土交通省令で定めるものは、施行規則第三条の三において準用する施行規則第一条の三、施行規則第二条の二及び施行規則第三条、施行規則第四条の四の二において準用する施行規則第四条、施行規則第四条の十一の二において準用する施行規則第四条の八並びに施行規則第四条の十六第二項に規定する図書及び書類、施行規則第三条の五第三項第二号、施行規則第四条の七第三項第二号、施行規則第四条の十四第三項第二号及び施行規則第四条の十六の二第三項第二号に掲げる書類、法第六条の三第七項に規定する適合判定通知書又はその写し並びに建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十二条第六項に規定する適合判定通知書又はその写し（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）第六条第一号に掲げる場合にあっては同号に規定する認定書の写し、同条第二号に掲げる場合にあっては同号に規定する通知書又はその写し、同条第三号に掲げる場合にあっては同号に規定する通知書又はその写し。）とする。

２・３　（略）

（指定性能評価機関に係る指定の区分）

第五十九条　法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の三十六第二項の国土交通省令で定める区分は、次に掲げるものとする。

一　法第二条第七号から第八号まで及び第九号の二ロ、法第二十一条第一項（特定主要構造部の一部に関するものに限る。）、法第二十三条、法第二十七条第一項（特定主要構造部の一部又は防火設備に関するものに限る。）、法第六十一条第一項（防火設備に関するものに限る。）、令第七十条、令第百八条の三第一号（床、壁又は防火設備に関するものに限る。）、令第百九条の三第一号及び第二号ハ、令第百九条の八（防火設備に関するものに限る。）、令第百十二条第一項、第二項、第四項第一号及び第十二項ただし書、令第百十四条第五項、令第百十五条の二第一項第四号、令第百二十九条の二の四第一項第七号ハ、令第百三十七条の二の四第一号ロ並びに令第百三十七条の十第一号ロ⑷の認定に係る性能評価を行う者としての指定

二　法第二条第九号並びに令第一条第五号及び第六号の認定に係る性能評価を行う者としての指定

二の二・二の三　（略）

二の四　法第二十一条第一項（特定主要構造部の全部に関するものに限る。）の認定に係る性能評価を行う者としての指定

二の五　法第二十一条第二項の認定に係る性能評価を行う者としての指定

三　（略）

三の二　法第二十七条第一項（特定主要構造部の全部に関するものに限る。）の認定に係る性能評価を行う者としての指定

四～六　（略）

六の二　法第六十一条第一項（建築物の部分に関するものに限る。）の認定に係る性能評価を行う者としての指定

七～十二の四　（略）

十三　令第百八条の三第一号（建築物の部分に関するものに限る。）の認定に係る性能評価を行う者としての指定

改正前

（図書の保存）

第二十九条　法第七十七条の二十九第二項の確認検査の業務に関する書類で国土交通省令で定めるものは、施行規則第三条の三において準用する施行規則第一条の三、施行規則第二条の二及び施行規則第三条、施行規則第四条の四の二において準用する施行規則第四条、施行規則第四条の十一の二において準用する施行規則第四条の八並びに施行規則第四条の十六第二項に規定する図書及び書類、施行規則第三条の五第三項第二号、施行規則第四条の七第三項第二号、施行規則第四条の十四第三項第二号及び施行規則第四条の十六の二第三項第二号に掲げる書類、法第六条の三第七項に規定する適合判定通知書又はその写し並びに建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十二条第六項に規定する適合判定通知書又はその写し（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）第六条第一号に掲げる場合にあっては同号に規定する認定書の写し、同条第二号に掲げる場合にあっては同号に規定する通知書又はその写し、同条第三号に掲げる場合にあっては同号に規定する通知書又はその写し。）とする。

２・３　（略）

（指定性能評価機関に係る指定の区分）

第五十九条　法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七条の三十六第二項の国土交通省令で定める区分は、次に掲げるものとする。

一　法第二条第七号から第八号まで及び第九号の二ロ、法第二十一条第一項（主要構造部の一部に関するものに限る。）、法第二十三条、法第二十七条第一項（主要構造部の一部又は防火設備に関するものに限る。）、法第六十一条（防火設備に関するものに限る。）、令第七十条、令第百九条の三第一号及び第二号ハ、令第百十二条第一項、第二項、第四項第一号及び第十二項ただし書、令第百十四条第五項、令第百十五条の二第一項第四号、令第百二十九条の二の四第一項第七号ハ並びに令第百三十七条の十第四号の認定に係る性能評価を行う者としての指定

二　法第二条第九号、令第一条第五号及び第六号の認定に係る性能評価を行う者としての指定

二の二・二の三　（略）

二の四　法第二十一条第一項（主要構造部の全部に関するものに限る。）の認定に係る性能評価を行う者としての指定

二の五　法第二十一条第二項第二号の認定に係る性能評価を行う者としての指定

三　（略）

三の二　法第二十七条第一項（主要構造部の全部に関するものに限る。）の認定に係る性能評価を行う者としての指定

四～六　（略）

六の二　法第六十一条（建築物の部分に関するものに限る。）に係る性能評価を行う者としての指定

七～十二の四　（略）

（新設）